# 虐待防止のための指針

医療法人和光会川島病院通所リハビリテーション

## １．虐待防止に関する基本的考え方

当事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## ２．虐待の定義

⑴ 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。

また正当な理由もなく身体を拘束すること。

⑵ 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

⑶ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

⑷ 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

⑸ 経済的虐待

利用者の同意なしに金銭を使用する、または利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## ３．高齢者虐待防止委員会の設置

(1) 当事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「高齢者虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(2) 委員会は、年１回以上、委員長の招集により開催する。

(3) 委員会の審議事項は次のとおりとする。

①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。

②虐待防止のための指針等の整備に関すること。

③職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。

④虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。 ⑤虐待が発生した場合に、その対応に関すること。

⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

## ４．高齢者虐待防止等のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する高齢者虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する。

(2) 実施は年４回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。

(3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要等を記録し、保存する。

## ５． 虐待またはその疑い(以下 虐待等)が発生した場合の対応に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

## ６．　虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

(1) 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応しなければならない。相談窓口は３(6)で定められた高齢者虐待防止担当者とする。

(2) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(3) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

(4) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

## ７．成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者または家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

## ８．虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者（管理者）に報告する。

(2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払い対処する。

(3) 対応の流れは、上述の「６　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものする。

(4) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

## ９．利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事業所内に備え付けることとする。また、事業所ホームページにも公開する。

## １０．その他虐待防止の推進のために必要な事項

高齢者虐待防止等のための職員研修のほか、県社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

附則

この指針は、令和６年４月１日より施行する。